

立教大学個人情報保護規程施行細則

施行	2001年4月1日
改正	2005年4月1日
	2006年5月26日
	2013年2月28日
	2016年2月1日
	2016年12月15日
	2017年6月1日

目次

- 第1章 目的及び定義（第1条—第2条）
- 第2章 提供等手続及び要件（第3条—第9条）
- 第3章 確認記録義務実施要領（第10条—第13条）
- 第4章 匿名加工情報取扱要領（第14条—第18条）
- 第5章 開示等請求手続及び不服申立て（第19条—第24条）
- 第6章 雑則（第25条）

第1章 目的及び定義

（目的）

第1条 この細則は、立教大学個人情報保護規程（以下「規程」という。）の施行に必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この細則において「学内者」とは、立教大学（以下「大学」という。）の学生等及びその保証人並びに勤務員（非常勤教員、名誉教授、非専任職員等を含む。以下同じ。）その他現在及び過去において大学の業務遂行と関わりがあり、又は関わりがあったすべての者をいう。

2 この細則において「学外者」とは、前項に規定する「学内者」以外の者をいう。

3 規程第2条に規定する定義は、この細則においても同様とする。

4 規程第2条第3項の「復元することが出来ないようにしたもの」とは、あらゆる手法によって復元することが出来ないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人又は一般的な事業者の能力、手法等を基準として通常取り得る方法により復元できないことをいう。

第2章 提供等手続及び要件

（学外者による個人情報の提供依頼手続）

第3条 規程第12条第2項に規定する第三者による個人情報の提供依頼は、依頼者本人であることを明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。

- (1) 提供依頼を行う者の住所及び氏名
- (2) 提供依頼する個人情報の名称及び記録項目
- (3) 当該個人情報の利用目的又は提供依頼の理由
- (4) 個人情報の保護のための措置
- (5) その他管理責任者が必要と認めた事項であって統括責任者が承認したもの

2 前項第4号に規定する個人情報の保護のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の漏えいの禁止
- (2) 提供目的以外の目的による個人情報の利用の禁止又は制限
- (3) 第三者への個人情報の提供の禁止又は制限
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止又は制限
- (5) 個人情報の利用後の返還又は廃棄の義務

(6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護のために管理責任者が必要と認める制限又は措置であって統括責任者が承認したもの

3 統括責任者は、前項第6号及び第1項第5号の承認をしたときは、委員会に報告しなければならない。

（一貫校による個人情報の提供依頼手続）

第 4 条 前条の規定は、前項に規定する本学以外の学校等への個人情報の提供の場合にこれを準用する。

(所管情報以外の個人情報の利用)

第 5 条 規程第15条に基づき、勤務員が所管情報以外の個人情報を利用しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 所管情報以外の個人情報を利用しようとする部署名
 - (2) 利用目的
 - (3) 個人情報の記録項目及び記録範囲
 - (4) その他委員会が必要と認めた事項
- (共同利用の成立要件)

第 6 条 規程第16条第3号に規定する、個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合に本人に対し、通知又は容易に知り得る状態におかなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定の者との間で共同して利用すること
 - (2) 共同して利用する個人情報の項目
 - (3) 共同して利用する者の範囲
 - (4) 利用する者の利用目的
 - (5) 当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
- 2 前項第3号の「共同して利用する者の範囲」とは、どのような者が将来利用するか情報主体が判断できる程度に明確に定義された利用者の範囲をいう。なお、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも名称を全て個別に列挙する必要はないものとする。
- 3 第1項第5号の「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示、訂正等を行う権限を有する者をいうものとし、共同利用をする者において苦情等の処理事務を担当する者を含めないものとする。
- (共同利用時の努力義務)

第 7 条 前条の定めを満し個人情報の共同利用を行う場合、共同利用開始後の認識相違を未然に防ぐため、管理責任者は次の事項をあらかじめ決めておくように努めるものとする。

- (1) 共同利用の要件
 - (2) 共同利用の各当事者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先
 - (3) 共同利用する個人情報の取扱いに関する事項
 - (4) 共同利用する個人情報の取扱いに関する取り決めが遵守されなかった場合の措置
 - (5) 共同利用する個人情報に関する事件・事故が発生した場合の報告及び連絡に関する事項
- (業務委託等の相手方の選定基準)

第 8 条 規程第18条第1項に規定する選定基準は、委員会が定めるものとする。

- 2 前項に規定する選定基準には、個人情報の保護につき、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。
- (1) 委託業者において、大学の個人情報保護の水準と同等の措置を講じていること。
 - (2) その他個人情報保護につき委員会が必要と認める事項
- 3 選定作業に際して、管理責任者は候補者の選定基準合致状況を十分に審査しなければならない。
- 4 前項に規定する審査は管理責任者が行い、規程第18条第3項に規定する委員会への契約書の承認申請は、その結果を添えて行われなければならない。
- 5 管理責任者は、第3項の審査が適正に行われたことを証するため、前項の報告時に契約書等の書面の写しを添えて行わなければならない。
- (業務委託契約書等の記載事項)

第 9 条 規程第18条第2項に規定する業務委託契約において受託者が遵守すべき義務及び講ずべき措置は、次の各号に掲げるものとし、契約書に明記しなければならない。

- (1) 個人情報の機密保持に関する事項
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供禁止に関する事項
- (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製並びに改ざんの禁止又は制限に関する事項
- (5) 提供資料の返却又は廃棄若しくは削除に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務及び管理責任者による調査等への協力に関する事項

- (7) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合の契約解除及び受託者名の公表等の措置並びに損害賠償義務に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、管理責任者が個人情報の保護のために必要と認める事項であって統括責任者が承認したもの
- 2 統括責任者は、前項第8号に規定する承認をしたときは、委員会に報告しなければならない。

第3章 確認記録義務実施要領

(確認記録義務の例外)

第10条 規程第21条第1項に規定する「形式的に第三者提供の外形を有する場合であっても実質的に記録を課する必要性に乏しいとき」とは、次のいずれかをいう。

- (1) 情報主体による提供であるとき
 - (2) 情報主体からの依頼等に基づき情報主体の個人情報を第三者へ提供するとき
 - (3) 情報主体の代理人、家族等の情報主体と一体と評価できる関係にあるものに提供するとき
 - (4) 情報主体が最終的に受領者に提供することを意図して、他者を介在して第三者提供を行い、受領者がそれを明確に認識できるとき
 - (5) 不特定多数の者が取得できる公開情報であるとき
- 2 前項2号への該当についての判断は、情報主体からの依頼の内容、提供した個人情報の内容、提供する状況、受領者等の要素を総合的に考慮し、当該情報主体が提供の影響を具体的に特定できているか否かの観点から行う。
- 3 前項第3号への該当についての判断は、家族であることをもって常に一体であると評価されるものではなく、個人情報の性質及び情報主体との関係性に鑑みて行わなければならないものとする。
- 4 前項第5号の公開情報は、記録を作成する必要はないが、取得後は個人情報として適切な保護措置の対象としなければならない。

(第三者提供及び情報受領時の記録義務)

第11条 規程第21条及び第22条の規定により、個人情報を第三者へ提供することについて作成する記録は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 規程第21条の規定により提供するときの事項
 - イ 本人の同意があること
 - ロ 提供する第三の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項。ただし、不特定かつ多数の者に対して提供したときはその旨。
 - ハ 本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 個人情報の項目
 - (2) 規程第22条の規定により提供するときの事項
 - イ 提供年月日
 - ロ 前号ロからニまでの事項
- 2 規程第24条の規定により、個人情報を第三者から提供を受けたことについて作成する記録は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。
- (1) 情報主体の同意に基づき提供を受けるときの事項
 - イ 本人の同意
 - ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。なお、代表者の氏名については、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人の氏名とする。
 - ハ 第13条により確認された取得の経緯
 - ニ 本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ホ 個人情報の項目
 - (2) 規程第21条ただし書各号に掲げるものから提供を受けるときの事項
 - イ 前号ロからホまでの事項
 - (3) 第三者から法第23条第2項に定める手続きにより提供を受けるときの事項
 - イ 提供を受けた年月日
 - ロ 個人情報保護委員会により公表されている旨
 - ハ 第1号ロからホまでの事項

3 前2項に定める記録は、個人情報の提供が継続的に若しくは反復して提供若しくは提供を受けるとき、又は当該第三者に対し個人情報を継続的に若しくは反復して提供若しくは提供を受けることが確実であると見込まれるときは、一括して作成することができる。なお、前文における個人情報の提供又は提供を受けるときとは、規程第22条の規定による提供は除くものとする。

4 前3項に定める記録の保管期間は、次の各号に掲げる作成方法毎に、それぞれ当該各号に定める期間とする

(1) 業務委託契約書その他の当該提供の際に作成した書面による方法 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 前項により一括して記録を作成する方法 当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2項以外の方法 3年

(法第23条第2項に基づく個人情報の第三者提供の実施手続)

第12条 規程第22条に規定する統括責任者及び委員会への申請は、次に掲げる書面を提出することによって行わなければならない。

(1) 法第59条に定める行政委員会（以下「行政委員会」という。）の定める申請書面

(2) 前号の書面に記載した内容を情報主体へ通知し、又は容易に知り得る状態に置く方法について定めた書面

2 統括責任者及び委員会が前項の承認を許可した場合、管理責任者は速やかに行政委員会へ届け出るとともに、その内容を適切な方法により公表しなければならない。

3 前項の公表を行った後、管理責任者は、第三者提供を忌避する情報主体が停止手続きを行うことが出来ると合理的に考え得る期間が経過するまでは、第三者提供を実施することができない。

4 前項の規定は、行政委員会へ届け出た事項の内、次に掲げる事項を変更する場合においても同様とする。

(1) 第三者に提供される個人情報の項目

(2) 第三者への提供の方法

(3) 情報主体からの提供の停止請求を受け付ける方法

5 規程第22条に規定する第三者提供は、当該個人情報の利用目的に第三者提供に関する事項が含まれない場合、当然にこれを行うことができない。

(情報受領時の確認義務)

第13条 個人情報を第三者から提供を受けたときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。なお、代表者の氏名については、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人の氏名とする。

(2) 当該提供者による個人情報取得の経緯

2 前項第1号について確認を行う方法は、個人情報を提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前項第2号について確認を行う方法は、個人情報を提供する第三者から、当該第三者による当該情報の取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

第4章 匿名加工情報取扱要領

(匿名加工情報作成基準)

第14条 規程26条第1項に定める基準は、次の各号の通りとする。

(1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部若しくは一部を削除すること又は復元し得る規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること。

(2) 個人情報に含まれる個人識別号の全部を削除すること又は当該個人識別符号を復元し得る規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること。

(3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号であつて、現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号を削除すること又は当該符号を復元し得る規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することが出来ない符号に置き換えること。

(4) 特異な記述等を削除すること又は復元し得る規則性を有しない方法により他の記述等に置

き換えること。

(5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 匿名加工情報の作成にあたっては、前項各号に掲げる基準はすべてを満たさなければならないものとする。ただし、該当する情報がない場合は、当該措置を講ずることを要しない。

(作成時における安全管理措置)

第15条 規程第26条第2項の細則に定める基準とは、次の各号の通りとする。

(1) 匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに規程第26条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報であり、その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの（以下「加工方法等情報」という。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しないものによる加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(作成時の公表)

第16条 規程第26条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 個人情報取扱事業者である第三者に匿名加工情報の作成を委託する場合、大学は当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を、前項に規定する方法により公表しなければならない。

3 前項の規定は、大学が受託者となる場合、委託者がこれに準じた対応することをあらかじめ確認しなければならない。

4 前3項の規定は、個人に関する情報の項目が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復又は継続的に作成する場合、最初に匿名加工情報を作成して個人に関する項目を公表する際に、継続的に作成されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後作成される匿名加工情報に係る公表については行ったものとするができる。

(作成した匿名加工情報の第三者提供)

第17条 規程第26条第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 規程第26条第4項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(規程第27条に基づく匿名加工情報の第三者提供)

第18条 前条第1項の規定は、規程第27条の規定による公表について準用する。

2 前条第2項の規定は、規程第27条の規定による明示について準用する。

第5章 開示等請求手続及び不服申立て

(開示請求の方法)

第19条 規程第30条第1項に規定する開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。

(1) 開示請求者の所属及び氏名並びに住所及び電話番号

(2) 開示請求する個人情報の名称及び記録項目その他自己に関する個人情報を特定するために必要な事項

(3) 請求の理由

(4) その他委員会が必要と認めた事項

2 前項に規定する開示請求に必要な書面の様式は、委員会が作成する。

(開示決定等の通知)

第20条 規程第32条に規定する開示請求に対する可否の決定及び規程第35条に規定する個人情報の訂正等の請求に対する決定は、請求者に書面をもって通知する。

2 前項に規定する決定に必要な書面の様式は、委員会が作成する。

(訂正請求等の方法)

第21条 規程第35条に規定する訂正等の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出

することにより行う。

- (1) 訂正請求を行う者の所属及び氏名並びに住所及び電話番号
- (2) 訂正請求等に係る個人情報の名称及び記録項目
- (3) 訂正等を求める箇所及び内容
- (4) 訂正請求等の理由
- (5) その他委員会が必要と認めた事項

2 前項に規定する訂正請求等に必要な書面の様式は、委員会が作成する。

3 前2項の規定は、自己に関する個人情報の削除及び利用又は提供の中止を請求するときにこれを準用する。

(不服申立ての方法)

第22条 規程第36条に規定する不服申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行う。

- (1) 不服申立てを行う者の所属及び氏名並びに住所及び電話番号
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他審査会が必要と認めた事項

2 前項に規定する不服申立てに必要な書面の様式は、審査会が作成する。

(調査小委員会)

第23条 規程第36条第3項に規定する調査小委員会（以下「小委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、当該不服申立てに利害関係を有する者は、小委員会の委員となることができない。

- (1) 総長の指名する審査会委員のうち若干名
- (2) その他前号に規定する委員が必要と認めた者

2 小委員会の運営は、次の各号に掲げる方法によるほか、小委員会においてその都度定めることができる。

- (1) 小委員会は、委員の互選により委員長を選出する。
- (2) 委員長は、小委員会を招集し、その議事を総理する。
- (3) 小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- (4) 小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 小委員会の事務は、審査会事務局が行う。

(第三者による不服申立て)

第24条 規程第36条に規定する不服申立ては、同条第1項に規定する情報主体のほか、第三者も行うことができる。

2 前項に規定する第三者とは、第2条第1項に規定する学内者のうち情報主体以外の者をいう。

3 本条による不服申立てについては、第22条、前条及び規程第36条を準用する。

第6章 雑則

(改廃)

第25条 この細則の改廃は、部長会の議を経て総長が行う。

附 則

この細則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2006年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、2013年2月28日から施行する。

附 則

この細則は、2016年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、2016年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、2017年6月1日から施行する。